

# シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

取調べの可視化実現大阪本部

## 法制審・新時代の刑事司法制度特別部会 第20回会議の状況

### I はじめに

本（2013）年6月14日（金）朝10時から夕刻4時40分までの間、法務省会議室で、法制審新時代の刑事司法制度特別部会の第20回会議が開かれた。同会議は、本年1月29日の第19回会議で「基本構想」が策定され、これにもとづき、同年3月から6月にかけて、作業分科会での、より具体的な制度構想化のためのたたき台作成の議論を経たうえで、開催されたものである。当日のテーマは、「基本構想」が示した、この部会で議論すべきことの全てに亘った。

すなわち、午前が「取調べの録音・録画制度」、「通信傍受の合理化・効率化、会話傍受」であり、昼休みをはさんで、「刑の減免制度、捜査・公判協力型協議・合意制度、刑事免責制度」、「被疑者・被告人の身柄拘束の在り方」、「被疑者国選弁護制度の拡充」が議論され、さらに、休憩の後、「証拠開示制度」、「犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充」、「公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等」、「自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方」と論議されたのである。幹事として当日の議論に参加した小坂井において、幾分の主観的感想をも含め、コメントしつつ、議論の内容を概観しておくこととする。

### II 取調べの録音・録画制度

**1** 本年6月15日（土）の朝日新聞朝刊は、当日の会議につき、その一面で「取調べ可視化後退」という見出しをつけ、「法制審部会素案／例外を拡大」と報じ

ている。この報道自体、格別誤っているというわけではないけれども、何も「後退」が決まったわけではないから、その意味では、必ずしも正確な見出しとも言い難いであろう。

「基本構想」における1つの案として、「全過程」を原則としつつ、様々な例外事由を検討するということが自体は、上記「基本構想」策定に至る過程で既に議論されていたことである。また、「基本構想」中に、原則「全過程」論とは別の案の2つめの立場として、捜査官裁量論が記載されていることも既に報告しているとおりである。それゆえ、今日の段階になって、にわかに「後退」案が登場したというわけではない。

**2** むろん、「後退」案が、未だ消滅していない—という意味で、危機感が募ること自体はやむをえないところであるが、この点についての当日の議論を紹介しておけば、それは次のとおりであった。

すなわち、論議の口火を切ったのが警察庁から出ている委員であり、同委員の発言が「録音・録画の対象とする範囲は、取調官の一定の裁量に委ねるものとする制度である第2案を押し」というものであったことから、この発言は有識者委員を中心に次々と批判されることとなった。さらに「一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度である第1案」についても、「事後検証が不可能な被疑者の羞恥心などを例外事由にすべきではない」との意見が出されている。録音・録画の例外規定を設けるのであれば、例外規定を適用した捜査官の判断が適切であったかを明確に事後検証でき、

裁判において判断することが容易な例外規定に限るべきだと言うのである。至極もつともな話である。

3 そもそも本年4月25日の作業分科会の議事録を見ただけならば明らかなところであるが、その議事録・全36頁の議論のうち、およそ33頁は「第1」案の議論に費やされている（主に「例外」論議といってもよい。「例外」を絞る議論といっても必ずしもミスリーディングではないと思う）。「第2」案については3頁程度話し合われたにすぎない。要するに、第2案が制度化される見込みは、まずないものと思われる。

もとより、第1の案の例外事由は「本人の拒否問題」や「報復問題」といったものを軸にして絞られる傾向にあるとはいえ、その行く末は、まだ予断を許さない。また、対象事件範囲や参考人可視化問題は、まだ作業自体が開始されてはいない。これらの観点から厳しい視線を注ぐ必要はある。他方で、「遅々たる」歩みが確かに存在していることも看過してはならないように思われる。

### Ⅲ 通信・会話傍受等

事務局から、「通信傍受の対象犯罪を、①窃盗、強盗、詐欺、恐喝、②殺人、③逮捕・監禁、略取・誘拐、④その他重大な犯罪であって、通信傍受が捜査手法として必要かつ有用であると認められるもの、とする」案が提示された。捜査機関側は、「通信傍受法制定後に出現・増加した犯罪があり、これらに対応するためには大幅な罪名拡大が必要である」と主張している。また「罪名では限定できないので傍受対象を全面解禁すべきである」などの意見も出している。

弁護士会側の委員及び幹事からの反論は、およそ次のとおりである。

「窃盗、恐喝など構成要件そのものに何らの限定も加えない規定の仕方は問題であり危険である、少なくとも、組織犯罪であることを明確にしなければならない、さらに、プライバシーが侵害されるおそれの懸念も示され、かような手法は捜査機関への市民の高い信頼を前提とすることや、余程の立法事実の裏打ちがなければならない。」現在、通信傍受の実施方法については、これまでの立会いに代えて、新たな技術を利用して特定の通信だ

けが傍受される方式が提案・検討されているのであるが、これに関しては、「透明性や国民に対する説明責任のため、新たに第三者機関を設けての監視が必要である」との意見が述べられている。

なお、会話傍受については、コントロールド・デリバリーはいささか趣を異にするので場合によっては残りの要素はないとはいえないが、それ以外は、まず制度化は難しいものと思われる。

### Ⅳ 刑の減免制度、協議・合意制度、刑事免責制度

刑の減免制度（自己又は他人の犯罪事実を明らかにするための行為をした者に、その刑を減輕又は免除することができる制度－実体法に規定されるものと見込まれる。おそらく全事件対象）、捜査・公判協力型協議・合意制度（他人の犯罪事実を明らかにした被疑者に、不起訴などの恩典を付与することについて、検察官と被疑者・被告人及び弁護人が合意をする制度－これは事件の限定は考えられる－自己負罪型の検討は「基本構想」によって後廻しにされてしまった）、刑事免責制度（証人に免責を与え、証言を強制する制度）については、作業分科会において、いずれの制度であっても、導入するのであれば、対象となる事件について「取調べ」の「全過程」の録音・録画は必須である、弁護人の援助も必要であると指摘してきた。この日も同様の議論がなされた。

協議・合意制度については、警察側から捜査への支障、制度の悪用などへの懸念が示され、消極論が述べられた。裁判所側からも、量刑上の恩典として特定の科刑意見を検察官が述べたとして裁判所がそれに拘束されないので、恩典としての機能を疑問視する意見が出された。

弁護士会側としても消極姿勢を示しているが、他方、協議・合意制度は、自己負罪型であれば賛否両論のあるところでもある。今後も注視すべき課題である。

### Ⅴ 被疑者被告人の身体拘束の在り方・被疑者国選弁護制度の拡充

作業分科会において、弁護士会側から、勾留と在宅の中間的形態である「住居等制限命令制度」を提案し、検討がなされてきた。現在の議論状況にあつては、勾留・

保釈の現状認識について相当の隔たりがあるのが実情である。今回、有識者委員から「身体拘束が在宅かのおいずれかしかない中に、条件をつけて自宅に帰れるということが出来るのは非常によい」として中間処分の導入を支持する意見があった。

被疑者国選弁護制度の拡充は、勾留段階のそれについては既定路線化しているといえるが（もっとも、弁護態勢問題や予算問題が議論されている）、さらに、逮捕段階で弁護人の援助を受ける仕組みについても、作業分科会で議論を開始して欲しいとの要望が出されたところである。

## VI 証拠開示制度

有識者委員から、「証拠の標目の一覧表の交付はぜひ実現してもらいたい、証拠を双方が見て、裁判官の目にさらして、裁判が行われるということがぜひ必要」と、証拠開示の拡充について積極的な意見が出された。弁護士委員・幹事も、「証拠開示請求をするには識別事項を示さなければならず、識別できないだけで重要な証拠の開示ができないのはオカシイ、リストには手掛かりとなる情報が記載されている必要があるがそれで足り、証拠の内容までが記載されている必要はない」との意見を出している。

現在の議論は、「基本構想」が全面開示論を採用しなかったため、証拠開示が段階的になっていることを前提とした議論になっている。が、リスト開示での前進を果たすことは極めて重要なことである。

これに伴い、類型証拠開示の拡充・公判前整理手続請求権の創設も議論されている。

## VII 犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充

①同一構内以外の場所に証人を在席させてのビデオリンク方式による証人尋問、②被害者等の第1回公判前証人尋問での供述の録音・録画媒体の公判での活用（主尋問代替）、③証人に関する情報の保護などが提案されている。

②などは司法面接制度を考案するならば格別、そうでないならば、余りに問題のある仕組みといわざるをえないであろう。

## VIII 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等

このテーマで、最も関心を呼んでいるのは、被告人に証人適格を認め、被告人が証人として行った偽証には、偽証罪（刑法第169条）を適用する制度であろう。

被告人に証人適格を認めるとすれば、現在行われている被告人質問は廃止されることになるだろう。今回、裁判所の委員から、「被告人質問を廃止すれば、法廷の風景は激変する、自白事件、否認事件それぞれにどのような影響があるか、それらを踏まえての議論をすべき」との要望が出された。「事件のことを一番わかっているのは被告人であり、嘘も言うかもしれないけれど、10しゃべって8～9は本当のことであるのに、その話が聞けなくなってしまう」との懸念なども示されたのである。

弁護士会側からは、「偽証罪が発動されることになると弁護人と被告人との関係にくさびを打ち込まれることにもなりかねないこと、手続二分・アレイメントなどの前提が整っていない」として、その意味での消極論も述べている。

## IX 自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方

即決裁判を実刑の場合にも使用できるようにする制度について、裁判官出身委員から、消極意見があった。すなわち、現行の即決裁判が使われていないのに、実刑事案にこういう手続を設ける必要性があるのか、十分検討すべきである、との意見が述べられているところである。

## X 今後の展開

今回の特別部会での議論を踏まえ、7月以降、再び作業分科会において具体的な制度案がさらに検討され具体化される予定である。第21回及び第22回会議は本年11月上旬に開催されることになる。

来年度の通常国会への法案提出を目指しているとも言われてはいるが、法案化作業（完了）は来年当初まで持ち越されるのではないかと、なお議論の対立が大きいなか、どのような収束がありうるか、今後一層注視すべきである。